日本型直接支払のうち

多面的機能支払交付金

【令和6年度予算額　48,589（48,652）百万円】

＜対策のポイント＞

地域共同で行う、**多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援**します。

＜事業目標＞

○　農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上［令和7年度まで］）

○　農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の向上（6割以上［令和7年度まで］）

＜事業の内容＞

1．多面的機能支払交付金　　47,050（47,050）百万円

①　**農地維持支払**

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

②　**資源向上支払**

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

2．多面的機能支払推進交付金　　1,539（1,602）百万円

交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による多面的機能支払交付金の推進を支援します。

＜事業の流れ＞

国 →（定額）→ 都道府県 →（定額）→ 市町村 →（定額）→ 農業者等　（1の事業）

国 →（定額）→ 都道府県 →（定額）→ 市町村等　（2の事業）

＜事業イメージ＞

農地維持支払

・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持　等
・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定　等

農地法面の草刈り

水路の泥上げ

農道の路面維持

資源向上支払

・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動　等
・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修　等

水路のひび割れ補修

農道の窪みの補修

ため池の外来種駆除

実 施 主 体：農業者等で構成される組織（ ❶及び❸は農業者のみで構成する組織でも取組可能 ）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【交付単価】　（円/10a）

	都府県			北海道		
	❶農地維持支払	❷資源向上支払（共同）※1	❸資源向上支払（長寿命化）※1,2,3	❶農地維持支払	❷資源向上支払（共同）※1	❸資源向上支払（長寿命化）※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

［５年間以上実施した地区は、❷に75%単価を適用］
※１：❷、❸の資源向上支払は、❶の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
※２：❶、❷と併せて❸の長寿命化に取り組む場合は、❷に75%単価を適用
※３：❸の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

【加算措置】　（円/10a）

項目			都府県	北海道
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに１つ以上増加させる場合等	田	400	320
		畑	240	80
		草地	40	20
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の１/２以上で取り組む場合	田	400	320

［お問い合わせ先］農村振興局農地資源課（03-6744-2197）

日本型直接支払のうち

中山間地域等直接支払交付金

【令和6年度予算額　26,100（26,100）百万円】

＜対策のポイント＞

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、**将来に向けた農業生産活動の継続を支援**します。

＜事業目標＞

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止［令和6年度まで］

＜事業の内容＞

1. 中山間地域等直接支払交付金　　25,800（25,800）百万円

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、**農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結**し、それにしたがって**農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付**します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価（円/10a）
田	急傾斜（1/20~）	21,000
	緩傾斜（1/100~）	8,000
畑	急傾斜（15度~）	11,500
	緩傾斜（８度~）	3,500

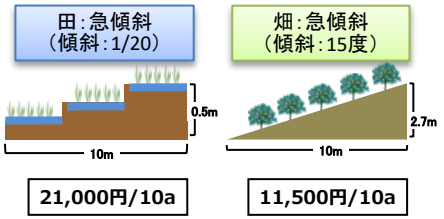

「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の８割（基礎単価）、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

2. 中山間地域等直接支払推進交付金　　300（300）百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

＜事業の流れ＞

＜事業イメージ＞

【対象地域】中山間地域等
（地域振興８法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域）

【対 象 者】集落協定又は個別協定に基づき５年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
② 農業生産活動等の体制整備のための取組（集落戦略の作成）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	10,000円（田・畑）
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上） 〔超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	14,000円（田・畑）
超急傾斜農地保全管理加算 超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	6,000円（田・畑）
集落協定広域化加算　【上限額：200万円/年】 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	3,000円（地目にかかわらず）
集落機能強化加算　【上限額：200万円/年】 新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
生産性向上加算　【上限額：200万円/年】 農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

※ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

［お問い合わせ先］農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

農地耕作条件改善事業

【令和６年度予算概算決定額　19,843（20,043）百万円】

＜対策のポイント＞
農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じた**きめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、麦・大豆の増産に必要な取組**等をハードとソフトを組み合わせて支援します。

＜事業目標＞
全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

＜事業の内容＞

１．地域内農地集積型
畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の**きめ細かな耕作条件の改善を支援**します。

２．高収益作物転換型
基盤整備と一体的に行う輪作体系の検討や実証展示ほ場の運営、**高収益作物への転換**に向けた計画策定から高付加価値農業施設の設置など営農定着に必要な取組を支援します。

３．スマート農業導入推進型
基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等、**スマート農業の導入について支援**します。

４．病害虫対策型
病害虫の発生予防・まん延防止に資する農地の土層改良や排水対策等を支援します。

５．水田貯留機能向上型
水田の雨水貯留機能を向上する**「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備を支援**します。

６．土地利用調整型
多様で持続的かつ計画的な農地利用のための**ゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援**します。

※土層改良にバイオ炭を使用することが可能（１～６の事業）
※整備農地周辺の**未整備農地を整備**する場合、**農地整備・集約推進費**の活用が可能（１、２の事業）
※**高収益作物の転換割合**に応じ、**高収益作物導入促進費**の活用が可能（２の事業）
（事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象外の農地となる場合、**高収益作物導入推進費**の活用が可能）

【実施区域】 農振農用地のうち地域計画の策定区域等
【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数２者以上　等

＜事業の流れ＞

国 → 1/2、定額 等 → 都道府県
国 → 1/2、定額 等 → 都道府県 → 市町村等

＜事業イメージ＞

きめ細かな耕作条件改善の支援

畦畔除去

暗渠排水

土層改良

高収益作物への転換に向けた取組支援

高付加価値農業施設の設置

技術研修会

スマート農業導入の支援

GNSS基地局設置

自動操舵システム導入

「田んぼダム」の取組支援

落水口と堰板の整備

病害虫対策

客土・反転耕

3(2) 農林水産省が作成・公表しているため池の各種マニュアル

○ 農林水産省では、ため池の防災・減災対策を推進するため、ため池管理者、市町村、都道府県を対象とした各種マニュアル等を作成し、ホームページで公表。

	名　称	概　要	制定年
手引き	ため池ハザードマップ作成の手引き	ハザードマップの意義、作成の手順や活用の方法等	平成25年5月
	ため池管理マニュアル	日常管理、非常時の対応、点検チェックシート	平成25年5月 （令和2年6月改訂）
	ため池の保全管理体制整備の手引き	保全管理体制の整備や自治体の支援体制を構築するための留意点等	平成26年7月
	ため池機能診断マニュアル（暫定版）	機能診断の目的、調査内容、判定方法、留意点等	平成28年10月
	ため池群を活用した防災・減災対策の手引き	農村地域防災・減災事業により、ため池群を活用した防災・減災対策を検討するにあたっての参考事項	平成29年9月
	ため池の洪水調節機能強化対策の手引き	ため池の有する洪水調節機能の発揮のための事例等	平成30年5月
	防災重点農業用ため池の劣化状況評価等の手引き	劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価を実施する際の考え方	令和3年3月
	農業用ため池における水上設置型太陽光発電設備の設置に関する手引き	ため池に水上設置型太陽光発電設備の設置を検討する際の留意点	令和3年9月
	防災重点農業用ため池の廃止工事における生態系配慮について	廃止工事の実施に当たり生態系配慮に関する留意事項や配慮事例	令和5年3月
事例集	ため池の保全・管理活動事例集	ため池の保全管理活動の事例	平成25年6月
	ため池の管理及び保全に関する事例集	ため池の保全管理活動の事例	令和5年3月
	ため池の遠隔監視等のためのICT活用事例集	ため池へのICT機器の設置事例	令和4年9月
	ため池の安全対策事例集	地方公共団体や管理者等が参考とするための転落事故や安全対策の事例	令和5年3月
通知	土地改良事業設計指針「ため池整備」（案）	ため池改修の設計に関する事項	平成12年2月 （平成27年2月改定）
	防災重点農業用ため池に係る防災工事等基本指針	防災工事等の推進に関する基本的な事項、防災重点農業用ため池への指定や防災工事等推進計画の策定についての指針となるべき事項等	令和2年9月 （令和6年4月改定）